主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人角掛勝朗の上告趣意(後記)は、結局事実誤認及び量刑不当の主張であり 刑訴四〇五号に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきもの とは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月一八日

最高裁判所第一小法廷

郎		Ξ	松	岩	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
毅			野	眞	裁判官
輔		悠	藤	齋	裁判官